

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 定例取締役会を毎月開催する。
 - (2) 執行役員制度を導入し、取締役会は、経営の基本方針の決定と業務執行を監督する機関として機能させる。
 - (3) 取締役会規程や執行役員会規程の改定により、経営と業務執行を分離する執行役員制を強化する。また、職務権限規程の見直しにより、職位に応じた権限と責任の明確化を図る。
 - (4) 関係会社管理規程及び職務権限規程に基づき、当社子会社においても職位に応じて権限と責任に見合う職務の執行を行う。
5. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社関連の規定類の見直しを行う。
 - (2) 当社事業に関して、海外子会社を含めて定期的な検討会を開催する。
 - (3) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を強化する。
「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の責任者は、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を当社に対して行う。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、社内規程に基づき、監査役スタッフを置くこととし、当該スタッフの人事及び評価については、監査役の意見を尊重するなど、取締役からの独立性の確保及び当該使用人に対する指示の実効性を確保する。
7. 当社及び当社子会社の取締役並びに使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことに理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査役は、定期的に、また必要に応じて取締役から報告を求めることができる。
 - (2) 当社及び当社子会社の取締役および使用人は、上記の求めに応じ報告を行うとともに、必要な情報提供を行う。
 - (3) 監査役は、取締役会のほか重要会議に出席する機会を確保するとともに、必要に応じて各種議事録、決裁書類等をいつでも閲覧できるものとする。
 - (4) 当社は、監査役に報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役との定期的な会合を開催するほか、内部監査部門・会計監査人との定期的な情報交換・意見交換の機会を確保する。
 - (2) 当社は監査役の職務の執行において合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を、監査役の請求に基づき速やかに支弁する。

以上